

愛媛県情報セキュリティポリシー

(平成14年 6 月13日	愛媛県高度情報化推進本部決定)
(平成18年 4 月 1 日	改正)
(平成18年 6 月27日	改正)
(平成21年 4 月 1 日	改正)
(平成23年 4 月 1 日	改正)
(平成25年10月 1 日	改正)
(平成28年 1 月15日	改正)
(平成30年 4 月 1 日	改正)
(令和 2 年 4 月 1 日	改正)
(令和 3 年 4 月 1 日	改正)
(令和 4 年 1 月14日	改正)
(令和 5 年 4 月 1 日	改正)
(令和 7 年10月31日	改正)
(令和 8 年 4 月 1 日	改正)

愛媛県情報セキュリティポリシー

第1 趣旨

愛媛県情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）

とは、愛媛県（以下「県」という。）が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものを総称し、県の情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

第2 構成

ポリシーは、一定の普遍性を備えた部分である「愛媛県情報セキュリティ基本方針」及び情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分である「愛媛県情報セキュリティ対策基準」により構成される。

愛媛県情報セキュリティ基本方針

目 次

第1 目的	1
第2 定義	1
(1) ネットワーク	1
(2) 情報システム	1
(3) 外部サービス（クラウドサービス）	1
(4) 情報	1
(5) 情報資産	1
(6) 情報セキュリティ	2
第3 実施機関	2
第4 職員等の義務	2
第5 情報セキュリティ管理体制	2
第6 情報資産の分類と管理	3
第7 情報資産への脅威	3
第8 情報セキュリティ対策	3
(1) 物理的セキュリティ対策	3
(2) 人的セキュリティ対策	3
(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策	3
第9 情報セキュリティ対策基準の策定	3
第10 情報セキュリティ実施手順の策定	4
第11 評価及び見直しの実施	4
第12 違反への対応	4
第13 教育委員会所管の県立学校における情報セキュリティ対策	4

愛媛県情報セキュリティ基本方針

第1 目的

近年のデジタル技術の進展に伴い、各種の情報がネットワークや情報システムを通じて処理され、又は伝達されている。特に、県が取り扱う情報には、県民の個人情報のみならず行政運営や学校運営上重要な情報など、外部への漏洩、喪失、毀損、改ざん等が生じた場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、またネットワークや情報システムそのものの不正利用や不正処理による影響により、県民生活に重大な危機を及ぼすおそれも生じている。

こうした情報資産を様々な脅威から防御することは、県民の財産、プライバシー等を保護するとともに、行政事務の安定的な執行や、学校での質の高い教育環境を確保するためにも必要不可欠であり、ひいては、県民からの県行政や県教育に対する信頼の維持向上に寄与するものである。

また、デジタル技術の積極的な活用により、行政事務の効率化、教育のデジタル化、県民生活の質の向上及び地域経済の活性化などの実現を目指し、様々な分野においてDX（Digital Transformation：デジタル変革）に取り組む必要があるが、県がこれらに積極的に対応するためには、すべての情報資産が高度な安全性を有することが不可欠な前提条件である。

このため、県が保有する情報資産の情報セキュリティのための対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）を総合的、統一的かつ効果的に実施することが必要であり、その基本的な方針として、この愛媛県情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

第2 定義

基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

県が管理する通信網、通信網を構成する機器（通信の処理を行うハードウェア及びソフトウェアをいう。）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(2) 情報システム

県が管理する電子計算機（情報処理を行うハードウェア及びソフトウェアをいう。）及び記録媒体で構成され、個別の業務処理を行う仕組みをいう。

(3) 外部サービス（クラウドサービス）

事業者等の県以外の組織が、業務処理を行う仕組みの一部又は全部の機能を提供するものをいう。ただし、当該機能において県の情報が取り扱われる場合に限る。

(4) 情報

ネットワーク、情報システム及び外部サービス（クラウドサービス）で扱うデータをいう。

(5) 情報資産

ネットワーク、情報システム及び外部サービス（クラウドサービス）（これらに付随する

開発、運用及び保守のための資料等を含む。)並びに情報をいう。

(6) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

国際標準化機構(ISO)の定義(ISO7498-2 : 1989)

- 機密性(confidentiality):情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすること。
- 完全性(integrity) :情報及び処理の方法の正確さ並びに完全である状態を安全防護すること。
- 可用性(availability) :許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

第3 実施機関

基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施する県の機関は、次のとおりとする。

- (1) 知事部局
- (2) 公営企業管理局
- (3) 人事委員会
- (4) 議会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 監査委員
- (7) 教育委員会 (教育委員会が所管する県立学校を含む。)
- (8) 労働委員会
- (9) 収用委員会
- (10) 海区漁業調整委員会
- (11) 内水面漁場管理委員会

第4 職員等の義務

情報資産に関する業務に携わるすべての職員等(特別職、県議会議員、実施機関の委員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員、派遣職員及び委託事業者を含む。以下同じ。)は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を深めるとともに、業務の遂行に当たって、基本方針を遵守する義務を負うものとする。

第5 情報セキュリティ管理体制

県が所有するすべての情報資産の情報セキュリティを統括するため、別に定めるところにより最高情報セキュリティ責任者(以下「CISO」という。)を置き、CISOの下に、情報セキュリティ対策を推進し、管理するための体制を確立するものとする。

第6 情報資産の分類と管理

情報資産をその内容に応じて分類し、管理責任を明確にするとともに、情報セキュリティ対策基準において定める重要性に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

第7 情報資産への脅威

情報セキュリティ対策を推進する上で、特に情報資産への脅威は、その発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、次のとおりである。

- (1) 構成員以外の者による故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出、盗聴、改ざん又は消去、機器又は媒体の盗難等
- (2) 構成員による意図しない操作又は故意の不正アクセス若しくは不正操作によるデータやプログラムの持出、盗難、改ざん又は消去、機器又は媒体の盗難、規定外の端末機接続によるデータ漏洩等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害、事故、故障等によるサービス又は業務の停止

第8 情報セキュリティ対策

第7に掲げる脅威から情報資産を保護するために、次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

ネットワーク、情報システム及び外部サービス（クラウドサービス）を設置する施設への不正な立入り並びに情報資産への損傷、妨害等から保護するために必要な物理的な対策

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、すべての構成員にポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が講じられるために必要な対策

(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

ア 情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するための情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策及びシステム開発等の業務委託、ネットワークの監視、ポリシーの遵守状況の確認等の運用面の対策

イ 緊急事態が発生した際に、迅速な対応を可能とするための対策

(4) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用におけるセキュリティ対策

ア 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づく措置を求める対策

イ 外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備する対策

ウ ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める対策

第9 情報セキュリティ対策基準の策定

県の様々な情報資産について、第8の情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、遵守

すべき行為、判断等の基準を統一的な水準で定める必要があるため、C I S Oは、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な基準を明記した愛媛県情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を別途策定するものとする。なお、情報セキュリティ対策基準については、各実施機関において必要に応じ、独自に策定することができる。

第10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報資産管理者（情報資産を所掌する課(室)の長をいう。）は、情報資産に対する脅威及び情報資産の重要性に対応して、対策基準に定める基本的な基準に基づき、その所掌する情報資産について、情報セキュリティ対策の実施手順を策定するものとする。

第11 評価及び見直しの実施

C I S Oは、ポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に監査等を実施した上で、その結果に基づきポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を行うとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応させるため、必要であると認めるときは、ポリシーの見直しを実施するものとする。

第12 違反への対応

この基本方針及び対策基準に違反した者及びその管理者については、その重大性、発生した事案の状況等に応じて地方公務員法による懲戒処分等の対象となる。

第13 教育委員会所管の県立学校における情報セキュリティ対策

教育委員会が所管する県立学校に係る情報セキュリティ対策のための基本的な方針及び対策の基準については、基本方針及び対策基準の目的及び趣旨の範囲内において、県立学校特有の情報資産に係る情報セキュリティ対策として最適な方針及び基準を、愛媛県教育情報化推進本部において別途策定するものとする。